

茅ヶ崎市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な維持管理が行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 生物処理タイプ システムのうち、ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道に排水するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ システムのうち、ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置により固液分離し、処理水のみを公共下水道に排水するタイプをいう。
- (4) 使用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者（戸建住宅にあつては所有者又は賃借人、集合住宅にあつては所有者又は管理組合等の代表者）をいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは、既に当該システムに係る計画の確認及び検査を受け設置したものを除き、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当分の間、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき評価機関により適合評価を受けたものは、設置することができる。

(システムの新設等の確認)

第4条 茅ヶ崎市下水道条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第4号）第4条第1項本文又は第

2 項本文の規定により排水設備の新設等又は変更の確認を受けようとする場合において、併せてシステムの新設、増設又は改築（以下「システムの新設等」という。）をしようとする者は、茅ヶ崎市下水道条例施行規則（昭和38年茅ヶ崎市規則第22号）第4条に規定する排水設備新設等確認申請書の提出時に、次に掲げる図書を提出しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書（第1号様式）
- (2) 公益社団法人日本下水道協会による製品認証書の写し。ただし、前条第2項に該当するものにあつては、認定書又は評価機関の適合評価書の写し。
- (3) 維持管理業務契約書の写し。ただし、申請書提出時までに維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務契約確約書（第2号様式）
- (4) システムの構造、保守点検に関する図面、資料など。

2 排水設備の新設等又は変更の確認を要しない場合であつて、システムの新設等をしようとする者は、前項各号に掲げる図書を添えて、その旨を届け出なければならない。この場合において、システムの新設等を行う建物が集合住宅であるときは、管理組合等の承諾を得るものとする。

（維持管理に関する指導）

第5条 市長は、使用者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) 生物処理タイプの維持管理については、専門の維持管理事業者と維持管理業務契約を締結すること。
- (2) 機械処理タイプの維持管理については、維持管理事業者による保守点検を年1回以上実施すること。
- (3) システムの維持管理業務契約に基づき、専門の維持管理事業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) システムから発生する汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分については、関係各課と協議し、その指示に従うこと。

2 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認めるときは、使用者に対し、維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

3 市長は、システムの適切な維持管理を確認するため、必要があると認めるときは、

立入検査等の措置を講じるものとする。

(使用者の地位の承継)

第6条 システムの設置された建築物を譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人等は、この要綱で定める使用者の地位を承継する。

2 前項の譲受人等は、速やかに使用者届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(販売者等に対する要請)

第7条 市長は、販売者又は設置事業者に対し、必要があると認める場合は、次に掲げる事項について要請することができるものとする。

(1) 生物処理タイプを販売し、又は設置するに当たり、使用者に対し、システムの維持管理については、専門の維持管理事業者と維持管理業務契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(2) 機械処理タイプを販売し、又は設置するに当たり、使用者に対し、維持管理事業者による年1回以上の保守点検が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 使用者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(4) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の茅ヶ崎市ディスプレイキッチン排水処理システム等取扱要綱第3条の規定により提出された申請書については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書

年 月 日

（設置場所： _____）

（建築物の名称： _____）

システムの名称	認証（評価）年月日		
	認証（評価）番号 名称 評価機関		
維持管理事業者	ディスポーザ	電話	
	排水処理部	電話	
設置数量	ディスポーザ	個	
	排水処理部	個	
システムの仕様	ディスポーザ	形式	
		製造 品番	
	排水処理部	構造	別紙のとおり
		設計人員	人
		計画生ごみ量	kg/日
	計画汚水量	m ³ /日	
構造	別紙のとおり		
算定根拠	別紙のとおり		
処理水質	BOD	mg/ℓ 未満	
	SS	mg/ℓ 未満	
	n-ヘキサン	mg/ℓ 以下	

維持管理	ディスポーザ	点検頻度
	排水処理部	定期点検の頻度 水質検査の頻度 汚泥引抜の頻度 （生物処理タイプ） 配管内の点検頻度 清掃頻度
点検項目	ディスポーザ	別紙のとおり
	排水処理部	別紙のとおり
点検記録表	別紙のとおり	

第2号様式（第4条関係）

維持管理業務契約確約書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

提出者 住所

氏名

（法人にあつては所在地及び代表者氏名）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書提出に当たり、現時点では、使用者と維持管理事業者との間で維持管理業務委託契約が締結できておりません。

契約締結後、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、提出者が責任を持って維持管理を行うことを確約します。

記

- 1 設置場所
- 2 建築物の名称
- 3 システムの名称
- 4 使用開始予定日
- 5 ディスポーザ設置個数
- 6 排水処理部設置個数
- 7 ディスポーザ設計人員

第3号様式（第6条関係）

使用者届出書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

届出者 住所

氏名

（法人にあつては所在地及び代表者氏名）

システムの設置された建築物の使用者となったので届け出ます。

なお、将来、使用者に変更が生じた場合は、新たな使用者に対し、維持管理業務契約書に基づき、次のシステムの適切な維持管理を行うことを承継します。

記

1 設置場所

2 建築物の名称

3 システムの名称